

## 食中毒の発生及び対応について

### 1 事件の概要

平成30年6月13日、中野区内の飲食店（仕出し弁当店）が配達した仕出し弁当を昼に食べた48名中19名が、同月13日19時頃から14日7時頃まで、腹痛、下痢などの食中毒症状を呈した。症状は、比較的軽症であり入院患者、重症患者は出ていない。

中野区保健所では、6月15日、配達取次業者より通報を受け、下記飲食店に対し調査及び患者調査を実施した。この結果、患者検便14検体中5検体、調理従事者4検体中1検体、仕出し弁当店が保存していた弁当の一部から、ウエルシュ菌が検出された。さらに、大半の患者は下痢・腹痛を主とする症状であり、発症までの潜伏期間が一峰性を示していること、また、発症の原因となりうる共通食品は当該飲食店が提供した仕出し弁当以外にないことから、当該飲食店が提供した仕出し弁当が原因の食中毒と断定した。

原因食品は当該飲食店が調理提供した食品で、原因物質は、ウエルシュ菌であった。

区では、被害拡大防止のため、6月28日から7月3日まで6日間の営業停止の不利益処分（6月27日の営業自粛を確認）を行うとともに、6月28日から7月4日まで7日間、区ホームページにおいて当該事業者の名称等を公表した。

### 2 原因施設（被処分者）

- (1) 所在地 東京都中野区沼袋
- (2) 業種 飲食店営業（仕出し弁当）

### 3 食品衛生法違反の内容（根拠法令等）

食中毒の原因となった食事の提供（食品衛生法第6条第3号違反）

### 4 不利益処分等の内容

営業停止6日間（食品衛生法第55条）（営業自粛1日間）